

介護老人保健施設かにかえのご案内（重要事項説明書）

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 かにかえ
- ・開設年月日 平成 29 年 11 月 1 日
- ・所在地 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東 48 番地 1
- ・電話番号 0567-96-7001 ・ファックス番号 0567-96-7004
- ・管理者名 真野 寿雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2355680048 号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

「事業の目的」

介護支援専門員が作成する施設サービス計画書にもとづき、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等必要な医療・日常生活のお世話を提供することで、利用者の能力に応じた支援を行い在宅での生活復帰を目的とします。在宅復帰の際には、利用者やその家族へ適切な指導を行うとともに、関係機関と連携し在宅生活を安心して開始できるよう支援します。

「運営の方針」

1. ご利用者に重点を置いた質の高いサービスを提供いたします
2. 地域社会に開かれた施設づくりをいたします
3. 事故防止と利用者の安全確保に努めます
4. 職員の資質向上と専門性の確立を常に目指します

（3）施設の職員体制

- | | |
|-------|----------------------|
| 医師 | 1名（常勤兼務） |
| 薬剤師 | 1名（非常勤兼務） |
| 看護職員 | 7名（常勤専従6名、非常勤専従1名） |
| 介護職員 | 12名（常勤専従10名、非常勤専従2名） |
| 介護補助 | 2名（非常勤専従） |
| 支援相談員 | 1名（常勤専従） |
| 理学療法士 | 2名（常勤専従1名、非常勤専従1名） |
| 作業療法士 | 2名（常勤専従） |
| 言語聴覚士 | 1名（非常勤兼務） |
| 管理栄養士 | 1名（常勤専従） |

介護支援専門員 1名（常勤専従）
事務職員 3名（常勤専従2名、非常勤専従1名）

（4）入所定員等

・定員 60名
・療養室 個室4室 4人室14室

（5）通所定員 30名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事

原則、食堂でおとりいただきます。

提供時間	朝食	7：45～
	昼食	11：45～
	夕食	17：45～

⑤ 入浴

原則週二回、一般浴・機械浴等にて対応しています。

ただし、ご利用者さんの身体の状況に応じて清拭になることがあります。

⑥ 医学的管理・看護

看護師が常駐し、随時医師による診察を行うことにより、ご利用者さんの健康管理に努めています。

⑦ 介護

ご利用者さんの身体状況に応じた介護を行っています。寝たきり防止のため、できる限り離床に努めています。また、退所時の支援も行っております。

⑧ リハビリテーション

身体機能の低下防止のため、医師の指示のもと、セラピストによりご利用者さんのADLに応じたリハビリテーションを計画し提供しています。

⑨ レクリエーション・行事

クラブ活動やレクリエーション、季節ごとに行事を行っています。

クラブ活動にかかる費用は実費にてお支払いいただいております。

⑩ 相談援助サービス

ご利用者さん及びご家族からのご相談には、誠意をもって可能な限り必要な援助を行うよう努めています。また、退所に必要な情報を適切に提供し、援助

をおこないます。

- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
管理栄養士による栄養管理を行い、ご利用者さんの健康状態に応じた食事を提供しております。
- ⑫ 理美容サービス
外部理容業社をご利用いただくことができます。(実費)
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

※これらのサービスの中には、ご利用者さんからの基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者さんの状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関 医療法人瑞頌会 尾張温泉かにえ病院
- ・協力歯科医療機関 島崎歯科

その他急性期医療を必要とする場合は、海南病院・津島市民病院等近隣急性期病院へ救急搬送することがあります。

なお、緊急の場合には、入所契約書に記載された身元引受人に対しご連絡します。

4. 施設ご利用の際にご留意いただく事項

① 食事

施設ご利用中の食事は、原則施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。施設ではご利用者さんの心身の状態に影響を与える栄養状態の管理を行っております。そのため、医師からの指示等特段の事情がない限り、食事の持ち込みはご遠慮ください。なお、飲み物の持ち込みについては、職員にご相談ください。

② 面会

来訪者は、面会票を記入し必ず施設内では面会証を携行ください。

面会時間 ※別紙参照

感染症の発生・流行等により面会について予告なく変更することがあります。

③ 洗濯物

入浴日の着替えの他適時着替えを行いますので、早めの補充交換をお願いいたします。外部委託業者による洗濯サービス、寝巻・下着・日常着などのレンタルもご利用いただけます。

④ 外出・外泊

外出・外泊届にて、行先・帰宅時間等の届出を提出ください。食事が不要の場合は、必ず外出・外泊届に記載をお願いします。

外出・外泊届に食事が不要との記載がない場合、また、朝食 前日 17:00、昼食及びおやつ 当日 10:00、夕食 当日 15:00 以降の食事のキャンセルについては所定の料金をいただくことになります。

外出・外泊中に外部医療機関をご利用になる場合は、施設医師による依頼書が必要となります。必ず、あらかじめ支援相談員にご相談ください。

⑤ 飲酒

施設内は、飲酒禁止です。

⑥ 喫煙

施設敷地内は、喫煙禁止です。

⑦ 火器の取扱い

マッチ・ライター・その他炎の出るものの持ち込みは禁止です。

⑧ 居室・設備・備品の利用

施設内の居室および共用部における設備・備品は、本来の用法に従ってご利用ください。

利用者さんが故意または過失により、滅失・破損・汚損した場合は、ご利用者さん自身により現状回復いただくか、相当の代価をお支払いいただきます。また、ご利用者さんの心身の状況等必要に応じて居室の変更をお願いすることがありますので、ご了承ください。

⑨ 所持品の持ち込み

所持品には、必ずご記名いただき、ご利用者さん及びご家族にて管理ください。所持品の紛失・破損についての責任は負いかねます。

⑩ 金銭・貴重品の管理

宝飾品・通帳・印鑑等貴重品や現金などの盗難・紛失の発生について、その責任は一切負いかねますので、持ち込みはご遠慮ください。なお、施設内に設置されています自動販売機を利用いただくのに必要な現金については、ご利用者さん自身の管理にて最小限の準備をお願いします。

⑪ 入所中の外部医療機関の受診

入所中は、外出・外泊中も含め、原則、外部医療機関を受診いただくことはできません。当施設医師により外部医療機関の受診が必要と判断される場合および当該施設で通常行えない医療行為については、当施設医師より外部医療機関に対し受診依頼書を発行し、受診をお願いします。受診依頼書を必ず持参のうえ、外部医療機関を受診ください。受診後は、領収証と明細書を 1 階事務所へご提出お願い致します。

なお、受診依頼書のない外部医療機関受診については、実費負担が発生するこ

とがありますので、ご注意ください。

⑫ 宗教・政治・その他営利活動

施設内での宗教活動、政治活動、営利活動は一切禁止します。

⑬ ペット等動物の持ち込み

施設内にペット等動物を持ち込むことはできません。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行っています。

- ・防火施設 スプリンクラー、消火器、防火扉、避難器具、消火栓
- ・防火訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、施設内における喫煙・飲酒、ご利用者さんの「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」ペットの持込は禁止しています。

7. 要望及び苦情等の相談

- ① 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

電話 0567-96-7001 担当者 支援相談員

ご利用時間 月～金 午前9時～午後5時まで

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

- ② その他関係機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 TEL 052-971-4165

蟹江町役場 介護福祉課 TEL 0567-95-1111 (代表)

弥富市役所 介護高齢課 TEL 0567-65-1111 (代表)

津島市役所 高齢介護課 TEL 0567-84-1111 (代表)

愛西市役所 高齢福祉課 TEL 0567-86-8111 (直通)

あま市役所 高齢福祉課 TEL 052-444-3141 (直通)

名古屋市中川区役所 介護保険係 TEL 052-363-4417 (直通)

名古屋市港区役所 介護保険係 TEL 052-654-9715 (直通)

8. ご入所にあたり確認事項

- ① 介護老人保健施設では、ご利用者さん（短期利用の方も含む）に提供するサービスに医療も含まれております。したがって、ご利用者さんに必要な日常的な医療については施設の医師やスタッフが担当することとされており、入所中は施設にて対応ができない場合を除き、「かかりつけ医」を受診いただくことはできません。外出・外泊時においても、原則、「かかりつけ医」を受診いただくことはできません。
- ② ご利用者さんの心身状況により、また緊急時には、他の医療機関へ転院していただく場合があります。
- ③ 介護保険は、介護保険負担割合証に記載されている割合となります。2 ヶ月にわたり引き落とし口座の残高不足など故意に自己負担金をお支払いいただけない時は退所となる場合があります。
- ④ 初めて介護老人保健施設へ入所される方は、居住地の市町村役場にて所定の手続きをして下さい。
- ⑤ 入所中の洗濯物に関しましては、原則としてご家族にてご対応いただきますようお願い致します。外部委託業者による洗濯サービスをご利用いただくこともできます（実費）。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

介護保険施設サービス利用料について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望される方の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービスの提供について

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状況になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、ご利用者さんに関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際には、ご利用者さん本人・その後見人、ご家族、身元引受人等のご希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくことになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

別紙参照

法定給付について

区分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 施設介護サービス費（食材料費を除く）に 介護保険負担割合証に記載された負担割合 を 乗じた額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準に同じ)

4. お支払い方法

- ・原則、金融機関口座自動引き落としの手続きをお願いしています。(現金でのお支払いはできかねますのでご了承ください)
- ・毎月 15 日に請求書を発行し、事務所に直接お渡しいたします。ご面会時に、1 階事務所受付にお越しください。